

令和5年第3回長与町議会定例会総務厚生常任委員会会議録（第6日目）

本日の会議 令和5年9月15日

招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委員長	金子 恵	副委員長	堤 理志
委員	岡田 義晴	委員	八木 亮三
委員	西岡 克之		

欠席委員

委員	藤田 明美	委員	西田 健
----	-------	----	------

職務のため出席した者

議会事務局長	荒木 秀一	係長	江口 美和子
--------	-------	----	--------

説明のため出席した者

総務部長	青田 浩二		
(契約管財課)			
課長	永野 英明	係長	山本 洋佑

企画財政部長 村田 ゆかり

(政策企画課)

課長	中村 元則	課長補佐	木戸 武志
課長補佐	松田 祐貴	係長	山口 和樹

住民福祉部長 宮崎 伸之

(こども政策課)

課長	宮司 裕子	課長補佐	藤吉 有見
係長	山口 陽子	係長	尾田 光洋

主査 神崎 勇典

(福祉課)

課長	川内 佳代子	課長補佐	森内 秀朋
係長	後藤 理子		

本日の委員会に付した案件

所管事務調査 子育て支援を中心とした住民福祉の充実について

地域公共交通について

長与町・九州旅客鉄道株式会社長崎支社・社会福祉法人ながよ光彩会 地域の賑わい  
創出三者協定について

福祉課における委託事業について

開会 9時59分

閉会 11時23分

**○委員長（金子恵委員）**

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務厚生常任委員会を開会いたします。

本日は所管事務調査を行うということで、まず子育て支援を中心とした住民福祉の充実についてと、地域公共交通についてという件を議題としたいと思います。これは10月に予定しております視察研修の方での項目になりますので、こちらの方に送ります質問事項というのを今日皆さんにご提案いただければと思っております。まず子育て支援の方ですけれども、今決まっているのは島本町と大東市、この2カ所が決まっております。子育て支援について、5つぐらい項目が上がればそれをまとめたいと思うんですが、ご意見を頂ければと思います。何かありませんか。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

恐らくそれぞれの町がピックアップされているということは、逆にそれぞれの町の特徴があるんじゃないかと思うので、それをピックアップしていただいてというか、それについてしないとちょっと分からない。あまりにも子育て支援といっても漠然としているので、何かそこの特徴を逆に出してもらった方が意見も出しやすいかなという気もするんですが。

**○委員長（金子恵委員）**

暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（金子恵委員）**

休憩を閉じて委員会を再開します。

子育て支援についての質問項目ですけれども、視察に行く所の状況とかそういうのを絡めながら、取り組みの背景、理由、そして制度、事例などそういうものを含めて5項目ぐらい考えて、皆さまに取りあえず26日に集まっていただく予定をしておりますので、その中でご提案をさせていただいて再度協議を深めたいと思います。地域公共交通に関しても、今のところ島本町の予定ですけれども、そちらの方も島本町が地域公共交通がどのような取り組みをしているのかというところを個別に調べながら、そちらの方の質問項目も改めて考えたいと思います。取りあえず、今、地域公共交通および子育て支援についての所管事務調査は終了したいと思います。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（金子恵委員）**

それでは引き続き、所管事務調査を始めたいと思います。

長与駅を拠点としたにぎわい創出の取り組みについてということで、説明をお願いします。

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

皆さまおはようございます。それでは、長与町、九州旅客鉄道株式会社長与支社、それから社会福祉法人ながよ光彩会、3者によります地域のにぎわい創出の協定につきまして資料もお渡ししておりますけれども、流れにつきましては口頭でご説明させていただきます。昨年令和4年JR九州が民間事業者と協力し、駅や線路を活用した地域活性化を目指すプロジェクト「九州 DREAM STATION」というプロジェクトでございますけど、そのにぎわいパートナーとしまして本町の社会福祉法人ながよ光彩会が応募数約60件のうちの4件に公募により選ばれております。ご承知のとおり、長与駅は昨年3月よりお昼の12時以降に駅員が不在となります半無人駅になっております。それに伴い、住民の皆さまから私たちへも「駅が寂しくなった」とか、「どちらのホームから乗ればいいのか分からずに困った」などの声が聞こえておりました。また町が管理するコミュニティホールにつきましても、コロナ禍の影響もございましたが作品展示などの利用もあまり多くなく、出展しても関係者以外で観覧する人も少なく、町としても施設の有効な活用方法がないかを考えている状況でございました。そのような中で、ながよ光彩会より長与町、JR九州、ながよ光彩会3者の協働で、長与駅を活用した町のにぎわいづくりや福祉の充実、こちらを進めたいとのご相談を受けました。町としても、町の玄関口でもございます長与駅を中心とした地域の活性化、また、にぎわい創出が期待できることから、協働事業の実現につきまして協議を重ねてまいりました。協働事業の内容としましては、これまで別々に管理していた長与駅の町が管理する部分、それからJRが管理する部分、こちらをながよ光彩会が一括して包括的な管理を行いながら、3者協働による地域のにぎわい創出を目指していこうというものでございます。3者協定につきましては、協働内容につきましての協議を重ね、3者による協定書を取り交わしております。内容としましては、長与町、JR九州、ながよ光彩会の3者が相互に連携、協力し、地域の発展に寄与することを目的としています。連携内容としましては、3本の柱がございます。一つ目が長与駅を基点とした地域のにぎわい創出に関する事。二つ目が「GOOOOOOOD STATION」に関する事。それから、三つ目がその他3者が必要と認める事項、こちらの3点を柱として協定を締結しております。今後も関係者と協議を続けながら、駅を活用した住民同士の触れ合いやにぎわいの創出、それから交流人口の増加などに向けてつながればよいなと思っております。そちらに向けてこれからも取り組んでまいりたいと考えております。なお、参考資料として「長与駅を拠点としたにぎわい創出の取り組みについて」をお配りさせていただいております。一番上の1枚目は、コミュニティホールにできましたカフェに関する事でございます。2枚目、3枚目については、以前の長与駅や9月11日、12日に作品発表会があったときの様子などを添付させていただいております。以上、簡単ではございますけど、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、これから質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。  
八木委員。

○委員（八木亮三委員）

この協定というのは、長与町と事業者等との包括連携協定に関する実施要綱に基づいたものでしょうか、内容がですね。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

そうです。事業者との包括連携と、またJRも含めた3者での取り組みを推進していくための協定でございます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

カフェは、私も1度見に行ったんですが、コミュニティホールは今いただいた資料にも何か展示会の写真がありますが、従来どおり今までと何か変わる部分はなく、一般の人から使用したいという申し込みがあれば、料金とかそういうのも含めて今までと変わらず運用するというところでよろしいでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

お見込みのとおりでございます。こちらのカフェスペースについては占用するものではなく、にぎわい創出のために相互作用、相乗効果を高めるということで設置させていただいております。覚書も交わしておりまして、他団体が借用した際には他団体を優先するという事で交わさせていただいておりますので、従来どおり使用が可能です。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

その覚書というのは提出していただけないんですかね。見ることはできないんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

覚書の方ですね、ちょっと後からご準備したいと思いますけど、1回ちょっと中を確認させていただいてからでよろしいでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。もしかしたらそちらに詳細があるのかもしれないんですが、コミュニティホールは従来どおりの料金や条件で一般に貸すということですが、そうすると今入っているカフェの光彩会の方はいわゆる賃料、家賃というか使用料そういったものはどうされているのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

こちらのホールのカフェスペースにつきましては道路占用徴収条例を準用させていただいて、行政財産の目的外使用として賃料を取らせていただいている状況です。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そういう公有財産を使用するに当たって、道路ではないんですよね、道路の条件を準用するというのは問題はないんですか。これまでも例があるのか。あと、実質それを準用することで、実際にいわゆる家賃というか幾らになっているのかを教えていただければよろしいですか。

○委員長（金子恵委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

こちらについては、固定資産税の評価額についての算出方法も確認させてもらったんですけども、どうしてもあそこが軌道上、線路上にあるってところで、なかなか算出が難しゅうございました。そしてホールの使用料を使うということも考えたんですが、ホールの使用料を使ってしまうと、その団体、社会福祉法人の占用になってしまうので、そちらについてもなかなか難しいということで、今回庁舎の広告塔であったり、営利付き広告塔があるんですけどもそちらについても、道路占用徴収条例を準用させていただいていることがありますので、今回につきましては道路占用徴収条例を準用させていただくという結論になりました。賃料につきましては、道路占用徴収条例のその他のもつていうのがあるんですけど、そちらを使わせていただくと月に2,261円を徴収している状況です。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今頂いた資料の下に使用許可期間は1年以内で更新はできるとありますが、あそこ行

って見たところ、結構設備投資と言いましょか、当然厨房とかのない中身、それから外観も造り込んであったと思うんですね。なので、そこは光彩会が当然造っていると思うんですが、例えば1年で契約を終えたら元が取れないという大変ですが、となると思うんですね。なので、ああいうのを造るからには例えば5年とか何かそういうのがある契約なのかと思ったんですが、そういうことも特には先ほどおっしゃった覚書等でも決めてない。決まりはないということで、例えば本町の方がもう、この更新するしないっていうのは多分お互い言えると思うんですよ。事業者の方ももうしない、もしくは町がもう更新はしないと言えはす、言えると思うんですが、1年で例えばもうちょっと違うことに使うので出ていってくださいと、もし言った場合に、そういう設備投資とかの分を何らか請求されるとか、そういうトラブルにならないのかをちょっと心配するんですが、その辺りはどうなっていますでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

最初のお話の段階で委員おっしゃるように長期間貸してもらえないだろうかというお話も確かにありました。でもですね、やっぱり長期間になると占用にもなってしまいますし、うちの方はやっぱり一年一年の更新とさせていただくということで、当然今使っただけで、当初うちと約束していたことと違うことをされたりいうところは指導したりもしていきますし、更新する時にそこら辺も判断していこうと思っただけですが、覚書の中でそういった場合でも、原状に、元の状態に戻してくださいということで話もずっとしていますし、覚書の中にも取り交わしているところでございます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今回恐らく事業者がああ空間を今のように造っていると思うんですが、町としては特に何か予算を支出して、手を加えた部分はない、もう事業者が全部やられたんですかね。

○委員長（金子恵委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

今回町の持ち出しは一切ありません。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ちょっと話が戻るんですが、先ほど道路占用の占有の条件を準用したということですが、あそこは例えば光熱費というのは、当然今までのコミュニティホールの使い方だと、

どなたかが使っていない場合は電気とかエアコンとか使っていないのかなと思うんですが、もうずっとカフェがあるとなるとそれもずっと動かすことになると思うんですが、そういうところの費用みたいなのは負担とかはどのような考え方なんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

ご指摘のカフェスペースに係る光熱水費につきましては、子メーターを付けさせていただいてきましてカフェ事業に係る分については先方の負担ということで別途請求してまいります。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

向かって右側のカフェの厨房みたいな部分は、確かにこれまでもコミュニティホールを貸し出していた時も、ほとんどパーテーションをされて物置みたいになっていたんですが、今までもホールとして使っていた部分にもカフェの事業者が結構棚に商品を置いたりされていると思うんですね。それは今後、今まで例えば絵画教室なんかは絵の展示会をしていた時にはなかったもので、言ってみれば、邪魔になるのかなっていう。例えばですよ、そういう物を絵画教室の人とかが今までのような展示の仕方での展示したいとなった場合には、ちゃんと一時的に撤去するとか、そういうことはできるんですか。結構大変そうかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

そちらも協議する中でこちら再三言っているんですけども、やはり展示をされる方、元々展示ホールっていう意味合いが強いですので、そちらを優先していただきますという事はずっと言っておまして、今までどおりの使い方をしてもらうようにしています。で、今、商品を並べている辺りもラックはキャスター付きにしてもらっておまして、もし展示の方がそちらを使いたいということであれば、そちらは展示の方の意向を優先するように、そちらも覚書の方でも交わさせていただいております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

まずもって、この取り組み自体は非常に有効活用はされている点は良いと思うんですよ。ただ、ちょっとこの経緯が非常に、分からなかったのが、ちょっとどうしても気がかりなんです。8月30日付で文書が各議員に渡されて、状況の報告みたいな文書が



来て、その中に昨年の12月に各議員に文書で知らせてますよって書かれていますが、私もはっきり言って記憶がなくて、恐らく多くの議員、どうなんですかね、「え」っていう感じの方も少なくないと思うし、さらに今年の4月に選挙があつて新人の議員が新たに誕生されて、そうした新人の議員、新しく改選されたということも考えると私は議会に何で説明がなかったのかなというのがもう率直に思っています。これまでも、例えば長崎市と共同で水道事業をやるっていうような時は、そういう新たなことをやる時には、全員協議会などでそういう報告を議会にされてきた経緯があるんですよ。今回、ないもんだから。なくて9月にドンって出てきたものだから、何となく不信感を、隠れてやっているのかなと。なんか業者も知らない業者が、どうやって決まったのか分からないしというようなことで、非常に不信感を持たせてしまったんじゃないかなと。議会と行政は車の両輪という立場からいけば、やっぱり風通しというか、これはもう執行権に関することなんで議会の議決事項じゃないけども、今までもそういう風通しよくやってきたところを、こういう形でなると、今後これがまた前例になって、もう何でも議決権じゃないことはあっちこちでやられるということになると、非常に議会と行政のぎくしゃくした関係になる恐れがあるので、ちょっとどうなのかなと思うんで、その辺りは担当課だけの問題じゃないと思うんですね、いろんな車の両輪という点ではちょっと問題があつたんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

青田部長。

○総務部長（青田浩二君）

確かに今回の件につきましても、全協を開催していただいご説明をっていうところも考えたんですけども、町からの支出もあまりないし、事業主体っていうのも光彩会ということで、ちょっと今回、全員協議会まではどうかというところで開催の願いをするのはちょっと見送ったところです。それと昨年12月にラックの方に入れさせていただいたんですけども、こちらにあります議員各位ということで、JR九州が「九州 DREAM STATION」のプレス発表ということで、ながよ光彩会とパートナーとして協定を結んだというプレス発表がありまして、今後そういった使い方っていうのを検討していきたいということでの文章は入れさせていただきました。あと、新人の議員さんにお知らせしなかったのはちょっと申し訳なかったと思っております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

今、委員のおっしゃったとおり新人議員です。同じ内容でしたのでもうやりませんが、一つですね、こういうお店を出すという時に、もくろみって言って、例えば1日長与駅乗車人数2,000人と書いてありますけれども、こういうカフェを利用するのは大体も

くろみで何人ぐらいだというふうな、多分、いろんな想定ではそれがオーバーするか少なくなるかわかりませんが、今現在これくらいでっていうそういうもくろみがあれば教えてください。

○委員長（金子恵委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

カフェ事業の売上人数であったりっていうのは把握していないんですけど、目的としましてはあちらに交流人口が増えて、人が入ってきて、展示物についてもたくさんの方の目に触れて、先週私が行った時に親子が学習していたり、学生が勉強を教えたりっていう風景も見られましたので、そういった、町としましてはにぎわいが生まれて、そこから町の玄関口からいろんなことが始まるっていう効果を期待しながら、今後も見守っていきたいというふうに思っております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

最初の説明の中で、話自体がこちらからではなくて光彩会の方からあったということでは理解したんですが、それでも福祉事業所は町内にも複数ありますし、先ほどのような月2,200円というのは、言ってみれば場所から言ってもかなり安い賃料かなと思うんですね。その中で光彩会、言ってみれば随意契約というか特に公募もなくもうそことやるというのを決めたことについては、何らか問題はいいんですかね。契約においてはいわゆる財務規則とかいろんなものが町にはあると思うんですけども、法令上そういうこの根拠をもってそれが可能だったとか、そういうのはあるんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

今回の光彩会の事業が契約ではございませんで、行政処分ですね、目的外の使用許可ですので、随意契約の自由等々の条件はございませんが、根拠法令としましては地方自治法の238条の4第7項の規定で「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる」というふうになっておりますので、こちらを本来の目的、展示物だったりそういうことを妨げない、阻害しないということで許可を出させていただきました。また、財務規則の方でも156条の6、行政財産の目的外使用のところで、「行政財産を利用する者の福利厚生を目的とする」こちらにおいて許可ができるというふうになっておりますので、こちらを根拠法令として許可を出させていただいた次第です。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

ちょっと繰り返しになって申し訳ないんですが大事なことなので。先日もニュースで高知県か何かで地域おこし協力隊の人が何か行政の造った建物に入ってカフェをやっていたけれども急に出て行けって言われて、設備投資とかもしたのにみたいなことで今も多分トラブルが継続しているような話があって、今回とはちょっとケースは違うは違うんですが、そういう要するに私はトラブルを心配しているんですね。もう一度確認ですが、例えば特に向こうにカフェを経営していて別に何か問題はなくても、町の方からちょっと違うことにあそこを使いたいからもう更新はしないと、出ていってくださいと言っても、原状回復を向こうがちゃんとして出ていってもらえる、こっちの負担等は何も発生せず一方的に解約と言うんですかね、協定の解除というものはできるものと考えてよろしいんですか。

**○委員長（金子恵委員）**

永野課長。

**○契約管財課長（永野英明君）**

行政財産の目的外使用ということで許可を出しておりますので、説明にもあったように1年更新になっております。その許可期間の1年間の途中でこちらが出ていってくださいというような場合はやっぱりそれ相応の理由が必要かと思えますけれども、1年間の目的外使用で使っていただいている間に更新がふさわしくないということ等があれば、もうそこで許可を打ち切るということもあるかと思えますし、その場合も町としては特に損害賠償したりとかいったことはしませんというふうなことの取り決めもさせてもらっています。

**○委員長（金子恵委員）**

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

今まで確かにコミュニティホールとしては貸し出しているもそんなに稼働は多いとは言えなかったですし、実際にカフェがあそこにできたことですごく雰囲気も快適になって、それは良いことだとは思いますが、なかなか町の方から、あそこにもっとコンビニみたいなものがあつた方が利便性がいいとか考えて、そういうところが入りたいとかあったりした時に、やっぱりそういう判断をしなきゃいけない時が出てくるかもしれないと思うので、そういうところは明確にしていきたいですが、なっているという今お答えいただいたので分かりました。あと、あそこちょっとコミュニティホールは今までどおり使えるとはおっしゃって、実際そうなんだろうが、はたから見るともう一つのお店になつてるように見えてですね、何かこれまでどおり借りられるのかなつていう、何かもう町民のために貸している感じじゃなくて、もうお店になつてしまつていうふうにする方いると思うんですよ。なので、これまでどおりそういう申請すれば使え

ますよってというのは、結構しっかり周知した方がいいんじゃないかと思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

ご指摘ありがとうございます。ご指摘のように、あちらがカフェの占有になってしまってカフェで何かを買わないと入れないっていうのが、我々も一番危惧しているところでございます。そこにつきましては、もちろん広報等もしっかり打っていくんですけども、いろんな人が来ていただいて待合所として使っていただいたり、学習スペースでも使っていただいたり、呼び込みについても工夫を先方の法人としながらやっていきたいと思っております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

先ほど同僚委員が質問したのが、他に福祉法人が複数ある中でどうなのかという質問だったことに対して、行政処分だから自治法の何条でという答弁だったんですが、ちょっとそこはどうなのかなと思うんですよね。複数の福祉法人がいるのに特定の事業者が利用する権限を与えるその根拠が、行政処分だからというのが成り立つのかな。そこはちょっと特定の権限を与える法的根拠になり得ないような気もするんですが、いかがですかね。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

まず前段としまして、ながよ光彩会が去年JRのにぎわいパートナーとして選ばれて乗降介助とかそういったのを長与駅でしたいということで、まあそれはJRの問題ではあるんですけども、同時に我々あそこでシルバーさんが前清掃してたんですけども、やはり昼から駅員がいない時にシルバーさんがいろいろやっぱり住民の方からどっちから乗ればいいのかとかいろいろ尋ねられるということもございまして、町民の一つの困り事になっているのかなというところもございました。それで、あとその乗降介助とかJRの部分と、最初に説明させていただいた町の管理しているコミュニティホールを一体的に管理をながよ光彩会にさせていただくことによりまして、うちが委託しております清掃の方もシルバーに委託している時より安い金額で今委託しております。そういった部分も踏まえまして、今回は随契といいますか、ながよ光彩会に許可を出した根拠とさせていただきます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

ちょっと戻って、最初の説明において、内容というか目的というんですかね、3つ挙げられて、駅からのにぎわい創出と「GOOOOOOOD STATION」、その他だったんですが、この「GOOOOOOOD STATION」というのはちょっとそれだけでは内容が分からないんですが、どういうことなんでしょうか。

**○委員長（金子恵委員）**

山本係長。

**○係長（山本洋佑君）**

この「GOOOOOOOD STATION」というのが、参考資料の3枚目なんですけど、上の写真でございます。カフェの名称になります。こちらを通じて、地域のにぎわいを生み出そうということで、こちらの固有名詞を協定書の中に盛り込んだ次第でございます。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、契約管財課の長与駅を拠点としたにぎわい創出の取り組みについての所管事務調査を終了します。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（金子恵委員）**

休憩を閉じて委員会を再開します。

場内の時計で10時15分まで休憩します。

（休憩 10時05分～10時15分）

**○委員長（金子恵委員）**

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより、福祉課における委託事業についてということで、所管事務調査を行いたいと思います。調査事項についての説明を求めます。

川内課長。

**○福祉課長（川内佳代子君）**

皆さまおはようございます。それでは、お配りしております右肩に令和5年9月15日総務厚生常任委員会と書かれた資料をご覧ください。資料に沿ってご説明させていただきます。主なものを説明いたします。まず1番から4番までが地域福祉に関係するものでございます。4番成年後見制度利用促進中核機関運営業務委託につきましては、令和3年度に社会福祉協議会において成年後見センターを設置、その中で中核機関としての役割を担っていただいております。中核機関では、地域における権利擁護支援や成年

後見利用促進を中心とした事業を行っていただいております。新規の相談件数が22件、延べの相談件数が213件、また成年後見制度等の申し立て支援につながった件数が5件でございます。5番から15番が障害者福祉に関係するもので、6番手話通訳者派遣事業や、2ページに参りまして7番要約筆記奉仕員派遣事業につきましては、聴覚や言語機能などの障害のため意思疎通を図ることに支障のある障害をお持ちの方と、その他の方との意思疎通を図るために、手話通訳者や要約筆記者の派遣をお願いしているもので、手話通訳者の派遣が90件、派遣人数の延べが102名、要約筆記者の派遣が14件、派遣人数の延べが36名でございました。8番地域活動支援センター事業委託は、社会福祉協議会が運営しておりますほほえみの家におきまして、地域活動支援センターあおぞらを開設いただいております。創作活動、パステルアートや手話講座や生産活動の機会の提供や、社会との交流促進、通所による相談支援などを行っていただいているところでございます。延べの利用が2,376人、1日平均9.8人の方が利用されているところでございます。10番声の広報等発行事業委託につきましては、音訳等により町の広報と議会だより、選挙公報等の提供することによりまして、視覚障害者の方へ情報を提供するための業務を委託しているものでございます。ボランティア団体、社会福祉協議会に登録がありますボランティア団体そらまめの方が広報等をCDに録音し登録者へ郵送、登録者よりもその後ご返送いただくというような仕組みになっております。利用料金といたしましては無料になっておりますが、専用のCDプレーヤーが必要というふうになっておりまして、こちらにつきましては聴覚障害をお持ちの方については日常生活用具の対象事業となっておりますので、所得によりまして利用の金額が違ってくるところでございます。3ページに参りまして、16番から18番が住民税非課税世帯に対する給付金に関係するものでございます。17番封入封緘業務委託は住民税非課税世帯の方へ物価高騰に伴います緊急支援給付金5万円の給付を行った際に、対象者への確認書およびチラシなどの封入封緘をお願いしたものでございます。確認書発送件数が3,171件になっております。19番から28番までが高齢者福祉に関するものでございます。19番、20番、23番、25番、26番、28番が丸田荘に関する委託でございます。20番のうち丸田荘管理業務委託と丸田荘施設総括管理業務委託の委託概要に、業務内容の変更があるのは、開始前の業務について見直しを行った結果、受付業務を行う方の出勤時間と総括管理を行う方の出勤時間の変更を行っているものでございます。その他の委託につきましては例年と同じでございます。丸田荘利用者数は2万3,639人でございます。19番産業廃棄物処理委託、こちらも丸田荘関係ではございますが、3年度に配管布設替えの工事を行っておりますが、この際に天井等で漏水が発生し応急処置で職員が参っておりますが、その時に天井板などを外したものの処理の委託を行っているものでございます。22番長与町高齢者生活福祉センター運営事業委託は、おおむね60歳以上の一人暮らし、または夫婦世帯で高齢のため生活することに不安がある、例えば身の回りは何とか行えるが1人で暮らすのには不安を抱えているなど、高

齢者の方に住居の提供、相談や助言、緊急時の対応、必要な介護サービス等の手続の援助などにつきまして委託を行うものでございます。5ページに参りまして、24番緊急通報システム事業業務委託につきましては、令和4年度末で62名の方がご利用いただいているものでございます。一人暮らしのお年寄りの方のご利用になります。説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

**○委員長（金子恵委員）**

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。番号を言っていただいて、そこで質疑をしていただくという形にしたいというふうに思います。横に番号が振っておりますので。質疑はありませんか。

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

ちょっと確認なんですけど、多くが社協を中心として、手話サークルもですかね、そういう福祉系の相手先と随意契約になってますけれども、これは地方自治法の施行令167条の2の3に障害者福祉サービス事業等を行う施設等とは随意契約できるという、これが根拠になるんでしょうか。金額は結構大きいものがありますけど、随意契約となっているのはですね。

**○委員長（金子恵委員）**

川内課長。

**○福祉課長（川内佳代子君）**

ほとんどのものが委員がおっしゃるとおりでございまして、中には国の指針等で社会福祉協議会等に、例えば地域生活支援センター事業委託等につきましては、町内の社会福祉協議会等とはなっているんですけども、無料で提供ができるところについていうふうな指定等がございまして、それに基づき委託の方をさせていただいているところでございます。

**○委員長（金子恵委員）**

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

詳しくないので伺いたいのは、11番の手話奉仕員養成研修事業委託が長与手話サークルとなっておりますが、これもそういう福祉系ではあるんですけど、サークルとなっておりますから、そういう法的な福祉事業者とは違うのかなと思うんですけど、随契になってますよね。何を聞きたいかっていうと、多分県内にそういう手話を教えたりする所は団体等他にあるのかなと思うんですけど、手話奉仕員を養成するという結構重要な事業で、この長与の手話サークルっていうのはそんなにこう養成員を養成できるようなレベルという失礼ですけど、それだけの規模、もしくは能力のある団体なんですかね。何かサークルと聞くと、何かこう素人が集まってやるようなイメージがあるもんですから、ちょっと内容と共にこの長与手話サークルについても教えていただければと思うんですけど。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

まず、この手話養成講座っていうものにつきましては、国の方でカリキュラムっていうのが作られております。それに沿って、講習時間、例えば入門という講習時間がございますが、それが54時間ということで、月に1回5月から次の年の年度は変わりませんが1月2月ぐらいまで講習をしていくところにあります。その時の手話の講師といたしまして、手話サークルの方には全国通訳者研究会員と言いまして、手話の登録会員の方がいらっしゃいます。そういう会員の方、もちろん、養成講座から基礎講座になって、手話の専任になって、そういうふうな登録者っていうことで登録をしていくんですけども、そういうふうなステップアップをされた方というのが多数登録されておまして、長与町での活動実績もあるということで、こちらの方は手話サークルの方に、サークルという名前ではありますがいろんな所で派遣事業で、言えば大会等でも手話を行ったりとかいう実績がある方がおられますので、そちらに委託しているところでございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ちょっとこの一覧を見ただけの印象だけでなんですが、3番ですね、NBC情報システムに1社随契でシステム保守委託、それから18番にも同じNBC情報システム、1社随契で給付事業システムの改修業務の委託とあるんですが、基本的にその50万円までは入札が要らないという、何かこの金額を見るとそこに基づいて50万円にしているように見えるんですが、普通こういう業務っていうのは当然業務に妥当な金額で安くもったり高くもったりすると思うんですが、何か同じところに近い金額で随契1社だとそういう印象を受けるんですが、このNBC情報システムじゃないとできないような内容なんですかね。それとも、一応随契ではあるけども2社以上の見積もりを取ったものなのか、ちょっとお願いします。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

こちらの方は1社の見積もりだけになっておりますが、NBC情報システム株式会社に委託しました経緯といたしましては、やはり内容に住民基本台帳の内容を取り込んだりとか、長与町内の障害者避難行動であれば障害者支援システムSWANからの取り込み、SWANの方もこのISの方が入っているような形になるんですけども、そういう町内の情報と連携してのシステム改修というところもございまして、こちらの方1



社随契をさせていただいているところでございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

2番の生活困窮者就労準備の支援事業で、400万円のもので生活困窮者支援のための共助の基盤づくり、具体的にどういうものを基盤づくりというのか教えてください。

○委員長（金子恵委員）

後藤係長。

○係長（後藤理子君）

こちらが生活困窮者就労準備支援事業等となっておりますが、名称が国の補助金の名称でありまして、内容といたしましては社会福祉協議会に委託しておりますボランティアセンターの運営の委託が主なものとなりまして、その中で地域の皆さまへの福祉に対する理解ですとか、そういった活動の推進といったものを委託している内容になります。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

よく分からないので、もう少し具体的にどういう内容かもうちょっと教えてください。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

こちらの活動といたしましては、ボランティアセンターで行われておりますボランティアの活動、登録およびそちらにつなげる仕事っていうのもございます。あとは、一人暮らし高齢者の電話の見守りですね、こちらの方もあるようでございます。あと、介護課の方にはなりますが「ちょいさぼ」とか福祉教育推進事業、あとは地域の声を聞くということで推進委員会等を開いておりまして、そちらの方には町内の事業所などが集まり、町内でどういう雇用ができるか、どういうサービスができるかなどの協議をさせていただいているところでございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（堤理志委員）

質疑はありませんか。

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

多くの委託事業というのがここにあるわけですが、この予算額というか契約の

金額、委託金額ですね、要するに。それを決める際に、いろんな人件費だったりとか、例えば物であれば材料費だったりとか、それに対するその機械の維持するための金額とか、そういうものをさまざま合わせていって金額というのが決まると思うんですけども、それは例えば業者の方から、まずその見積もりというのは業者が作って町の方に出してそこで精査をするって、その順番というかな、そういうのがちょっと分かれば教えてください。

**○委員（堤理志委員）**

川内課長。

**○福祉課長（川内佳代子君）**

例えば委託契約をしたいという時の場合はまず仕様書というのを作ります。その仕様書の方を事業所、例えば社会福祉協議会、あとはNBC情報システムにこういうことをお願いしたいということをお伝えします。そのあと見積もりを提出いただきますが、社会福祉協議会につきましては人件費等が社協の人件費になってまいりますので、そちらの分につきましては別途資料等いただきまして、障害の方の関係でありましたら、社会福祉士が必要ですとか、相談員の資格がある方が必要ですよというところがございますので、そちらの専門職の人件費等を比較させていただいて決定していくところになります。

**○委員（堤理志委員）**

金子委員。

**○委員長（金子恵委員）**

その場合、やっぱり人件費なんかでも他の事業と重なっていて、それを差し引いた金額とかそういうのでちょっと考えたりとかしている。それで相手先の事業者と金額が折り合わないとかそういうことがあろうかと思うんですね。例えば、極端に言ったらファミサポ、今回福祉課の分ではないので例にとって言うとファミリーサポートセンターが町の方が取った理由というのが、人件費の面で折り合わず社協に平成18年あたりぐらいいからずっと委託はしていたけれども、それをもう町でやることにしたというような事例があるように、この人件費が絡んでくると見積もりを出す側、出された側の協議というのは、かなり必要になってくるんじゃないかなと思うんですけども、そのあたりのお互いの話し合いの場での協議というのは、どこに重きを置いてやっているのかなと思うんですね。人件費なのか事業に係る経費なのか、それとも福祉という部分がある程度そこに重きを置いて、ボランティア的なもので活動してもらわないといけない部分もあるとか、何かあるんじゃないかなと思うんですけど、その辺りちょっと言いたいことが分かるかどうか分からないんですけど、言いたいことはこんなことなんですけど、もしお答えができれば。

**○委員（堤理志委員）**

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

委託料に含まれる人件費についてということだとは思いますが、ファミリーサポート事業につきましては所管が違いますので、ちょっと回答は控えさせていただきたいと思いますが、他の事業に、福祉課の事業に関するものの人件費、例えば専門職がいますということで先ほど申し上げましたが、まず仕様書を作りまして社会福祉協議会の方から見積もりが届きます。その後の協議というのを私たちが平均で年度内に3、4回します。で、3、4回というのは大きな会議が3、4回であって、担当する職員といたしましては、その積み上げた金額とあとは事業の日数、あと予定される人数どのくらいの方が来られますっていう人数等の把握から、大体何時間この事業であれば、社協の話だけをさせていただきますと、その事業所内で動ける人数っていうのは決まってると思うんですよね。二つの事業を同じ人が二つ動くことはできないというところもございますので、人数の調整等もこの時間だったら2時間できますよねとかいうような協議の方を行いながら、人件費積み上げはしてまいります。なので、委員がおっしゃられたボランティアっていうのがちょっと分からないところがございますが、委託業務に対してのこちらが必要とする人件費につきましては、言えばボランティアでやってほしいというような要望等を申し上げたっていうところはありませんので、きちんとした積み上げになっているかと思えます。

○委員（堤理志委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

ボランティアという言葉自体がちょっと、今、質疑の中で適切ではなかったなと思っているので、そこはちょっと申し訳なかったですけど。この契約なんですけれども、年度当初にある程度予算を取りますよね。予算以上に例えば経費がかかりましたという時は、業者の方は余分に予算から飛び出た部分っていうのは、請求ができないんでしょうか、できるんでしょうか。多分できないのかなと思うんですけど、お答えいただけたら。

○委員（堤理志委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

今まで委託契約によって変更契約っていうのがあった経緯というのは、私が社協の分に関しては存じ上げないところなんですけれども、例えばその委託の内容、今委託している例えば成年後見制度とかっていうのは、中核機関の内容だけをお願いしているところがございますが、こちらにまた国からの今度第2期計画とかございますけど、そちらの事業等が年度途中から追加になる、それもまとめて委託を行わないといけないということになりますと、事業が変更になるっていうところになりますので、委託変更契約をさせていただくことにはなるかと思えます。

○委員（堤理志委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

分かりました。それともう1点、ちょっと今後の勉強のためにお聞きしたいのが、契約をした後に契約内容、仕様書とか条件書とかあるんでしょうけど、それに反した場合、その契約を解除するっていうのは、今まで事例があるのかないのか分からないんですけども、きちんとその契約内容を遂行してもらう1年間でやってもらうということで、できない場合の判断っていうのは、町の方でも例えばこの期間までにこれだけしてもらいたかったのに遅れてるんですかとか、そういうふうな指導とか、実際に契約解除とか、そういうことは随意契約の場合でもあり得るんですかね。

○委員（堤理志委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

今まで私が引き継いできた事業の中での契約解除というのはございませんけれども、契約書の方を取り交わす中に契約解除という条項がございまして、履行ができない場合はこれを解除することができるというふうになっております。

○委員（堤理志委員）

委員長を交代します。

○委員長（金子恵委員）

他に質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今、同僚委員の質疑を聞いておりまして、大まかに私も理解はしたところなんです。率直に言えば、例えば年度当初では予算を、例えば社協にこういう事業についてはこういう人件費でお願いしますということで契約しても、執行する段階で何らかのいろんな事情等々でなかなかこの予算ではちょっと足りないよというようなことが起こった場合、そういう相談が来た時に、「いえいえ、これで決めているからこれで何とか」ということではなくて、やっぱりよく聞いてこれはもう人件費等々も今、まあ人件費だけなのか知りませんが、妥当性があるものについてはやはりまたその後の補正等々を組んで何か対応しないと、福祉というのは非常に住民と密接で、特に非常に今こういうコロナ禍の中で経済的にも困ってる人たちのために一生懸命やっておられる団体ですので、やはりこう町ともしっかり連携してやっていくためにもやっぱり必要な予算というのは、町の予算も厳しい中ではあるとは思いますが、きちっとこう財政課等々とも協議をして、やはり町民の生活を守っていくという対応をしていく必要があるなと思います。されてるとは思いますが、その点はいかがでしょう。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

**○福祉課長（川内佳代子君）**

委員がおっしゃいますとおり福祉に携わる、この関係する委託というのはどうしても住民の皆さまに密接に関わっている事業の委託ということになります。前提といたしまして委託というふうになっておりますので、その委託料の金額内での業務を最初からお願いをしているというところは前提ではございますが、内容が変わった、情勢が変わった等でもし別の委託等でそれを賄わないといけないような事情が出てきた場合は、またいろいろな事業者と協議を行って、委託事業が変更になるのか、新しい委託契約を結ぶのかという手段はその時々で違うかと思えますけれども、協議の方を行い、私たちもまた研究して検討してまいりたいと思っております。なかなか、補助金ではなくて委託ということになりますので、変更ってなりますと理由といたしますか、最初の積み上げていたいろいろな事業費等に変更がない場合、なかなか委託の変更というのは他の委託事業でも一緒かと思えます。福祉だからっていうところが通じないところもある一定あるかと思えますので、委託で業務をお願いしているっていうのは前提となりますけれども、柔軟にという言い方が良いのか分かりませんが、いろいろなご意見を聞きながらやっていきたいと思っております。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。

質疑をしたいので、委員長を交代します。

**○委員（堤理志委員）**

質疑はありませんか。

金子委員。

**○委員長（金子恵委員）**

せっかくですので、丸田荘のことをちょっとお聞きしたいなど。丸田荘の今年度の入りが、入浴料とそれと社協の分が入りで、ある程度の金額があると思うんですけども、出の方がやはりかなり多いなど。福祉の観点で福祉サービスの観点で考えても、丸田荘の継続、存続っていうのは今後厳しい状況になってくるのではないかと思うんですが、所管としての委託をされているのがシルバー人材センターの雇用の関係とかいろいろあるかもしれないんですけど、今後の方向性としてどういうふうに見込んでいらっしゃるのか、考えていらっしゃるのかという、所管の考え方をお聞きできれば。

**○委員（堤理志委員）**

川内課長。

**○福祉課長（川内佳代子君）**

丸田荘でございます。4年度の収入が848万1,129円に対しまして、支出の方が2,383万4,339円、1,500万円ほどマイナスになっているところでございます。こちらの方を単純に費用対効果ということで考えますと赤字ということになりますが、ただ毎年お答えさせていただいているところでございますが、ある一定の方が通われて

ってというようなところで毎日の高齢者の方の憩いの場にもなっているというところもございます。何か大きな修繕等がございましてやっぱり転換期っていうのがありますので、そちらの方はきちんと見極めないといけないなということは所管としては思っているところでございますが、それ以上に使われてる方、この前8月だったか1週間だけだったんですが、どのような地区から人が来てるのかということで、名前は書いていただかなかったんですけど、郷をどこから来てますかというようなことをさせていただいたんですけども、私の方がただ単純に丸田とか嬉里地区の方が多いのかなと思っておりまして、割と平木場とか三根とか上長与の方のお風呂を使われてた方が少し流れてきているという状況等もございまして、ちょっと町内全域での利用の割合とかも考えて今後のことを考えていかないといけないかなと感じているところでございます。

○委員（堤理志委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

何年前には大がかりな改修工事をしたかと思うんですけども、その後もここにもあるようにアスベストの処理とか、そういうものが工事に付随してというか、それで支出が出てくるということと、ボイラーが壊れた時の改修費用というのは相当な額のもので、当時も議員の方からも丸田荘はやめてもいいんじゃないかという意見もあったかと思うんですけども。今後町全体から来られてるっていうことはあるかもしれないんですけども、一応民間のお風呂が全然ないわけではないし、もちろん安いから来られるっていうのもあるとは思いますが、丸田荘を温泉ではなくて地下水をただ沸かしているだけというのものもあるし、先日も何かお湯が濁ったということもあるので、根本何か問題が今後も継続して出てくるような施設ではないかというふうに思うんですね。だから、いざという時のことを考えてっていうか、そこをもう想定してある程度の将来のことは考えておくべきと思うんですけども、これは何か提案みたいになってしまうんですけど。どうなんでしょうね、丸田荘、確かに利用者が多いというのは分かるんですけど、その辺りをもうちょっと考えていただいて、これがとんとんでプラマイゼロというのだったらまだ分かるんですけど、なかなかここまでの経費がかかるというのが、住民サービスだからということで一言で片づけられる金額なのかなとちょっと思うんですね。その辺りの考え方をお聞きして、この質問は終わりたいと思いますけど。

○委員（堤理志委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

委員長がおっしゃいますとおりとんとんではないので、そこにつきましては所管としたとしても十分検討をしないといけないと思っているところでございます。例えば、平成25年にボイラー3基の改修工事をしておりまして、その当時の金額でございますが1,600万円程度改修工事の費用がかかっているところでございます。もちろん公共施設

劣化状況調査報告においては令和48年まで使えるということで頂いておりますが、中の機械っていうのが壊れた場合はもちろん財政当局とともに話をして、もちろん町内で利用される方も他にもこの修繕費を使うのであれば、これはもう私の見解ではございますので今後どうなるかっていうのは言っているのかどうかっていうのはありますけれども、1,600万円という金額を他の福祉政策、高齢者政策に使うっていうのも一つの検討課題というか考えだというところは思っているところでございます。今後検討しながら、事務事業評価等では引き続き経費を削減しながら、中長期的には廃止も含めて検討していくというようなところで進めているところではございますけれども、金額が大きゅうございますので皆さまの他の財源等とも検討しながら考えていきたいというふうに、しません、このような回答で申し訳ないんですけれども、させていただければと思っております。

**○委員（堤理志委員）**

委員長を交代します。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、福祉課の委託事業についての所管事務調査を終了します。所管の皆さま、今日はありがとうございました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（金子恵委員）**

休憩を閉じて委員会を再開します。

以上で本日の所管事務調査を終了いたしますが、お諮りします。本所管事務調査は閉会中の継続審査として、子育て支援、そして地域公共交通について、継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本所管事務調査、子育て支援を中心とした住民福祉の充実についてならびに地域公共交通については、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、全ての所管事務調査を終了いたします。

本日はこれで閉会します。皆さまお疲れさまでした。

（閉会 11時23分）